

令和6年1月12日

各位

会社名 株式会社 R I S E
代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基
(コード番号 8836)
問合せ先 コーポレート統括部 経営管理部
担当部長 杉山 顕士
(TEL : 03-6632-0711)

非上場の親会社等の決算に関するお知らせ

当社の非上場の親会社等であるヨウテイホールディングス合同会社の令和5年9月期の決算について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社等の概要

(1) 名称	ヨウテイホールディングス合同会社	
(2) 所在地	東京都港区西新橋一丁目1番1号 EPコンサルティングサービス内	
(3) 代表者の役職氏名	業務執行社員 ヨウテイ一般社団法人 職務執行者 滝澤 和政	
(4) 事業内容	金銭債権、有価証券その他の投資用資産の取得、保有、管理及び処分等	
(5) 資本金	10万円	
(6) 当社との関係	資本関係	親会社等の議決権所有割合 53.99% (令和5年9月30日現在)
	人的関係	該当事項ありません。
	取引関係	該当事項ありません。

2. 当該親会社等の財務諸表

貸借対照表

2023年9月30日現在

ヨウテイホールディングス 合同会社
(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【 143,510,211 】	【流動負債】	【 (80,005,950) 】
現金及び預金	39,047,913	未払金	1,594,467
未収還付法人税等	69	未払法人税等	180,000
前払費用	203,427	未払匿名組合損益分配金	(81,780,417)
前払金	104,258,802		
【固定資産】	【 888,289,102 】	【固定負債】	【 1,089,000,000 】
投資有価証券	888,289,102	匿名組合出資金	1,089,000,000
		負債合計	1,008,994,050
		純資産の部	
		【社員資本】	【 22,805,263 】
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,900,000
		資本準備金	10,900,000
		利益剰余金	11,805,263
		その他利益剰余金	11,805,263
		繰越利益剰余金	11,805,263
		純資産合計	22,805,263
資産合計	1,031,799,313	負債及び純資産合計	1,031,799,313

損益計算書

自 2022年 10月 1日
至 2023年 9月 30日

ヨウテイホールディングス 合同会社
(単位：円)

科 目	金 額	
【販売費及び一般管理費】		
アセットマネジメント報酬	8,405,267	
会計報酬	1,149,500	
税務報酬	521,180	
弁護士報酬	365,787	
その他支払報酬	550,000	
消耗品費	330,000	
銀行手数料	98,945	11,420,679
営業損失金額		11,420,679
【営業外収益】		
受取利息		460
経常損失金額		11,420,219
匿名組合損益分配前 税引前当期純損失金額		11,420,219
匿名組合契約に基づく損益分配額		11,306,017
税引前当期純損失金額		114,202
法人税、住民税及び事業税		180,000
当期純損失金額		294,202

3. 当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況

(1) 所有者別状況

令和5年9月30日現在

区分	出資の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
出資者数(人)	—	—	—	1	1	—	—	2
出資金額の割合(%)	—	—	—	0.01	99.99	—	—	100.00

(2) 大株主の状況

令和5年9月30日現在

氏名又は名称	住所	出資金額 (円)	出資金総額に 対する出資金 額の割合(%)
ヨウテイホールディングス・ワン・ エルエルシー	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィル ミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレ ーション・トラストセンター、コーポレーション・ トラスト・カンパニー気付	99,990	99.99
ヨウテイ一般社団法人	東京都港区西新橋一丁目1番1号 EPコンサルティングサービス内	10	0.01
計	—	100,000	100.00

(3) 役員の状況

役名	名称 設立年月日	略歴	任期	出資金額 (円)
業務執行社員、 代表社員	ヨウテイ一般社団法人 (職務執行者 滝澤 和政) 令和3年5月28日	令和3年7月14日	当社業務執行 社員及び代表 社員就任 (注1)	10
計				10

(注1) 当社は合同会社であり、上記業務執行社員、代表社員の任期はありません。

(注2) 会社法上、合同会社においては法人が業務執行社員、代表社員となることが予定されており(会社法第598条、
第599条参照)、当該法人についての状況を記載しております。

以 上